

「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行等（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）に係る留意事項について」（平成18年10月20日付け基安化発第1020001号）の新旧対照表

改正後	改正前
<p>化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第1 容器・包装等に表示しなければならない事項</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 人体に及ぼす作用（法第57条第1項第1号八関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（<u>可燃性</u>固体等の物理化学的危険性、<u>発がん性</u>、<u>急性毒性</u>等の健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対してGHS附属書3又は日本工業規格Z7251（GHSに基づく化学物質等の表示）（以下「JISZ7251」という。）附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、<u>GHSに従った分類については、日本工業規格Z7252（GHSに基づく化学物質等の分類法）（以下「JISZ7252」という。）及び事業者向けGHS分類ガイダンス（平成21年度改訂版：平成22年3月）（以下「事業者向け分類ガイダンス」という。）を参考にすること。</u></p> <p>また、<u>GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。</u></p> <p>（3）混合物において、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示</p>	<p>化学物質等に係る表示制度の改善関係</p> <p>第1 容器・包装等に表示しなければならない事項</p> <p>1、2（略）</p> <p>3 人体に及ぼす作用（法第57条第1項第1号八関係）</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）化学品の分類および表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）に従った分類に基づき決定された危険有害性クラス（<u>引火性</u>固体等の物理化学的危険性、<u>発がん性物質</u>、<u>経口急性毒性</u>等の<u>人</u>健康有害性及び水生環境有害性等の環境有害性の種類）及び危険有害性区分（危険有害性の強度）に対してGHS附属書3又は日本工業規格Z7251（GHSに基づく化学物質等の表示）（以下「JISZ7251」という。）附属書Aにより割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」や中央労働災害防止協会が公開している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。</p> <p>（3）混合物において、混合物全体として有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示</p>

対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(4) (略)

4 (略)

5 標章 (法第57条第1項第2号関係)

(1) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(2) (略)

6 (略)

7 注意喚起語 (則第33条第2号関係)

(1) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」や厚生労働省が作成し公表している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。

ただし、JISZ7252は、GHSに準じているが、物理化学的危険性に関する分類については言及していないため、特に物理化学的危険性については、GHS及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。

(2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は

対象物質の純物質としての有害性を、各物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(4) (略)

4 (略)

5 標章 (法第57条第1項第2号関係)

(1) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は有害性を表す標章を、各物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(2) (略)

6 (略)

7 注意喚起語 (則第33条第2号関係)

(1) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aに割り当てられた「注意喚起語」の欄に示されている文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」や中央労働災害防止協会が公開している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。

(2) 混合物において、混合物全体として危険性又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する表示対象物質の純物質としての危険性又は

<p>有害性を表す注意喚起語を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。</p> <p>(3)(略)</p> <p>8 安定性及び反応性(則第33条第3号関係)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、「GHSに従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にすること。</p> <p><u>ただし、JISZ7252は、GHSに準じているが、物理化学的危険性に関する分類については言及していないため、特に物理化学的危険性については、GHS及び事業者向け分類ガイダンスを参考にすること。</u></p> <p>(3) 混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。</p> <p>(4)(略)</p> <p>第2(略)</p> <p>化学物質等に係る文書交付制度の改善関係</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1、2(略)</p> <p>3、(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 混合物において、混合物全体として<u>危険性</u></p>	<p>有害性を表す注意喚起語を、<u>各物質</u>ごとに記載することで差し支えないこと。</p> <p>(3)(略)</p> <p>8 安定性及び反応性(則第33条第3号関係)</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) GHSに従った分類に基づき、決定された危険有害性クラス及び危険有害性区分に対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aに割り当てられた「危険有害性情報」の欄に示されている文言を記載すること。</p> <p>なお、「GHSに従った分類結果」については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」<u>や中央労働災害防止協会が公開している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」</u>等を参考にすること。</p> <p>(3) 混合物において、混合物全体として危険性の分類がなされていない場合には、含有する全ての表示対象物質の純物質としての危険性を、<u>各物質</u>ごとに記載することで差し支えないこと。</p> <p>(4)(略)</p> <p>第2(略)</p> <p>化学物質等に係る文書交付制度の改善関係</p> <p>第1 文書交付等により通知しなければならない事項</p> <p>1、2(略)</p> <p>3、(1)～(4)(略)</p> <p>(5) 混合物において、混合物全体として<u>有害性</u></p>
--	--

の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

4 人体に及ぼす作用（法第57条の2第1項第4号関係）

(1)(略)

(2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。

- ア 急性毒性
- イ 皮膚腐食性・刺激性
- ウ 眼に対する重篤な損傷・刺激性
- エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- オ 生殖細胞変異原性
- カ 発がん性
- キ 生殖毒性
- ク 特定標的臓器毒性 - 単回ばく露
- ケ 特定標的臓器毒性 - 反復ばく露
- コ 吸引性呼吸器有害性

(3)(略)

(4) 混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと

(5) GHSに従い分類した結果、分類の判断を行うのに十分な情報が得られなかった場合（以下「分類できない」という。）、GHSで規定する危険有害性クラスから外れている物理化学的危険性及び健康有害性のため当該クラスでの分類の対象となっていない場合（以下「分類対象外」という。例えば、「        性固体」という危険有害性クラスは、常態が液体や気体のものについては分類の対象とならない。）及び分類を行うのに十分な情報が得られているものの、分類を行った結果、GHSで規定する危険有害性クラスにおいて最も低い危険有害性区分とする十分な証拠が認められ

の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての情報を、各物質ごとに記載することで差し支えないこと。

4 人体に及ぼす作用（法第57条の2第1項第4号関係）

(1)(略)

(2) 取扱者が化学物質等に接触した場合に生じる健康への影響について、簡明かつ包括的な説明を記載すること。なお、以下の項目に係る情報を記載すること。

- ア 急性毒性
- イ 皮膚腐食性・刺激性
- ウ 眼に対する重篤な損傷・刺激性
- エ 呼吸器感作性又は皮膚感作性
- オ 生殖細胞変異原性
- カ 発がん性
- キ 生殖毒性
- ク 特定標的臓器・全身毒性 - 単回ばく露
- ケ 特定標的臓器・全身毒性 - 反復ばく露
- コ 吸引性呼吸器有害性

(3)(略)

(4) 混合物において、混合物全体として有害性の試験がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての有害性を、各物質ごとに記載することで差し支えないこと

なかった場合（以下「区分外」という。）のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHSでは当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載は要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行うこと。疑義があれば、「分類できない」とすること。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイダンスを参考にする。

5～7（略）

8 危険性又は有害性の要約（則第34条の2の4第2号関係）

（1）GHSに従った分類に基づき決定された危険有害性クラス、危険有害性区分、絵表示、注意喚起語、危険有害性情報及び注意書きに対してGHS附属書3又はJISZ7251附属書Aにより割り当てられた絵表示と文言を記載すること。

なお、GHSに従った分類については、JISZ7252及び事業者向け分類ガイダンスを参考にする。また、GHSに従った分類結果については、独立行政法人製品評価技術基盤機構が公開している「GHS分類結果データベース」、厚生労働省が作成し公表している「GHSモデルラベル表示」及び「GHSモデルMSDS情報」等を参考にする。

ただし、JISZ7252は、GHSのうち、物理化学的危険性に関する分類については、GHS及び事業者向け分類ガイダンスを参考にする。

（2）混合物において、混合物全体として危険性

5～7（略）

8 危険性又は有害性の要約（則第34条の2の4第2号関係）

（1）GHSに基づく分類がなされた場合は、「危険性又は有害性の要約」については、化学物質等の有する危険性又は有害性の分類及びラベル要素を記載すること。

又は有害性の分類がなされていない場合には、含有する通知対象物質の純物質としての危険性又は有害性を、物質ごとに記載することで差し支えないこと。

(3) GHSに従い分類した結果、「分類できない」、「分類対象外」及び「区分外」のいずれかに該当することにより、危険有害性クラス及び危険有害性区分が決定されない場合は、GHSでは当該危険有害性クラスの情報は、必ずしも記載を要しないとされているが、「分類できない」、「分類対象外」、「区分外」の旨を記載することが望ましい。

また、発がん性の分類にあたっては、発がん性が否定されること、又は発がん性が極めて低いことが明確な場合を除き、「区分外」の判定は慎重に行うこと。疑義があれば、「分類できない」とすること。

なお、記載にあたっては、事業者向け分類ガイドランスを参考にすること。

(4) (略)

(5) (略)

9～11 (略)

第2 (略)

第3 その他

1 日本工業規格Z7250:2010(化学物質等安全データシート(MSDS))(以下「JISZ7250:2010」という。)又は日本工業規格Z7250:2005(化学物質等安全データシート(MSDS))(以下「JISZ7250:2005」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。ただし、JISZ7250:2005は平成27年12月31日に失効するので留意すること。なお、JISZ7250:2010につい

(2) (略)

(3) (略)

9～11 (略)

第2 (略)

第3 その他

1 日本工業規格Z7250:2005(化学物質等安全データシート(MSDS))(以下「JISZ7250:2005」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する文書交付等により通知しなければならない事項を満たすこと。なお、JISZ7250:2005については日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)において検索及び閲覧が可能であること。

ては日本工業標準調査会のホームページ  
(<http://www.jisc.go.jp/>)において検索及び閲覧が可能であること。

おって、平成22年12月31日までの間は日本工業規格Z7250:2000(化学物質等安全データシート(MSDS))(以下「JISZ7250:2000」という。)に準拠した記載でも差し支えないこと。なお、JISZ7250:2005に「暫定措置として、2010年(平成22年)12月31日までの期間は、JISZ7250:2000で作成してもよい。」と記載されていること。

2 日本工業規格Z7251:2010(GHSに基づく化学物質等の表示)(以下「JISZ7251:2010」という。)又は日本工業規格Z7251:2006(GHSに基づく化学物質等の表示)(以下「JISZ7251:2006」という。)に準拠した記載を行えば、労働安全衛生法関係法令に規定する表示等により通知しなければならない事項を満たすこと。ただし、JISZ7251:2006は平成27年12月31日に失効するので留意すること。なお、JISZ7251:2010については日本工業標準調査会のホームページ(<http://www.jisc.go.jp/>)において検索及び閲覧が可能であること。

3 事業者向け分類ガイダンスは経済産業省のホームページで閲覧が可能であること。

4 表示及び化学物質等安全データシート(MSDS)の記載にあたっては、邦文で記載するものとする。

平成22年12月31日までの間は日本工業規格Z7250:2000(化学物質等安全データシート(MSDS))(以下「JISZ7250:2000」という。)に準拠した記載でも差し支えないこと。なお、JISZ7250:2005に「暫定措置として、2010年(平成22年)12月31日までの期間は、JISZ7250:2000で作成してもよい。」と記載されていること。